

議案第百三号

三朝町公民館設置管理条例の全部改正についで

次のとおり三朝町公民館設置管理条例の全部を改正することにより、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第

号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例

三朝町公民館設置管理条例（昭和三十年三朝町条例第十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第二十四条及び第三十条第四項の規定に基づき、三朝町立公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 三朝町大字大瀬九百九十六番地に三朝町立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

又 前項の規定により設置される公民館の事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、町の全地域とする。

（支館の設置）

第三条 公民館に、次表に掲げる支館を設置する。

支館の名称	
三朝町立公民館竹田支館	
三朝町立公民館賀茂支館	
三朝町立公民館高勢支館	
三朝町立公民館三朝支館	
三朝町立公民館小鹿支館	
三朝町立公民館三徳支館	

(職員)

第四条 公民館に、法第二十七条第一項に規定する館長及び主事のほか、必要な職員を置く。

又、支館には、必要に充じ支館長のほか、その他の職員を置くことができる。

(公民館運営審議会の委員の定数及び任期)

第五条 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は次のとおりとする。

- 一 法第三十条第一項第一号に該当する者
- 二 人 ~~由~~

二 法第三十条第一項第二号に該当する者

三 法第三十条第一項第三号に該当する者

三人
由
七
人
由

又 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が法第三十条第一項各号の一に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもこれを解職することができる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。